

懸念事項等の確認について  
～みらい財団～  
議事録

平成30年12月25日（火） 15:58～17:01  
中央合同庁舎 8号館 4階共用428会議室

内閣府指定活用団体指定担当室

## 懸念事項等の確認について

1. 日時：平成30年12月25日（火）15:58～17:01

2. 場所：中央合同庁舎8号館4階428会議室

3. 出席者：

（指定申請団体）一般財団法人みらい財団 有馬充美専務理事、鵜尾雅隆戦略アドバイザー委員

（内閣府）幸田内閣府審議官、嶋田指定活用団体指定担当室室長、  
松下指定活用団体指定担当室参事官

○松下参事官 それでは、お揃いですので、懸念事項等についての確認を始めさせていただきます。

内閣府側からは、内閣府審議官の幸田、指定活用団体指定担当室室長の嶋田、あと、私、参事官しております松下が御説明をお伺いします。どうぞよろしくお願いたします。

本日の懸念事項等の確認につきまして、冒頭から終了までの議事録及び本日御提出いただきました書類、「懸念事項等の考え方」は、指定活用団体が指定された後に公表予定となっております。

また、前回の面接でもお伝えいたしましたことと同様に、懸念事項等の確認、今日のこの確認が実施されたこととか、内容等とか、あとは懸念事項等の確認に関する情報を他に漏らさないように御注意をお願い申し上げます。

それでは、早速でございますけれども、懸念事項等について、項目ごとに確認をさせていただきたいと思っております。

まず、①、項目の1個目、戦略アドバイザー委員の役割が大き過ぎないか、業務運営上の役割は何であるかと懸念する指摘があるが、これらに対する考え方を伺いたい。これについて御説明をお願いしたいのですけれども、この回答資料自体は全文公表しますので、御回答の全文ではなくて、ポイントといいますか、1番につきましてその概要を簡単に御説明をお願いいたします。

○有馬専務理事 では、私から。

1番につきましては、資料を添付でつけさせていただいておりますが、戦略アドバイザー委員の役割というのは、中長期計画の策定及び進捗状況の管理ということで明確に規定がしてありまして、その規定を超えて過大な役割を担うということとはございません。

あと、全ての委員会に言えることですがけれども、基本的に諮問委員ということで、最終的な意思決定は全て理事会で判断するというところでございまして、仮に戦略アドバイザー委員が大きな声で何かを言ったとしても、その意思決定に直接参画しているわけではないというところで、役割は限定的だと考えております。

ただ、一方で、こういう戦略アドバイザー委員を置いた意義というのは、前例のない

試みでありますので、我々としては極力いろいろな方のお知恵をいただきながら、公正な運営をやっていききたいということで、こういう役割を置いたということで、その意義もあわせて強調させていただきたいと思います。

○嶋田指定担当室長 では、幾つか御質問させていただきたいのですが、前回の面接のときに、堀田理事長は、各委員会について、4つ委員会があるのですが、全ての理事の諮問ということで、全て理事の諮問ということで意思決定に反映させるような形で御諮問いただくという御発言をされていたのですね。この回答にありますように、情報収集と助言とか、進捗管理に関する情報収集と助言ということと、堀田理事長がおっしゃいました意思決定に反映されるような形での諮問というのは、どういうことになるのか、同じことなのか、そこら辺をお聞かせください。

○有馬専務理事 多分理事長の趣旨は、いろいろな方の意見をよく聞いて、我々も勉強しながらものを決めていくという趣旨であって、理事会ではなくて委員会が決めたことあるいは助言してくれたことをそのまま鵜呑みにして決定するという趣旨ではないということでございます。

○松下参事官 もう一つお伺いしますけれども、みらい戦略アドバイザー委員会の2枚ものでいただいた分の1枚目ですね。この委員会の役割と進捗状況の管理というのは、今回初めて出てきた内容ではないかと思うのですが、そもそも各委員会の任務とか役割というのはどこで規定されているかを教えていただけますか。どの規程で定められているか。

○有馬専務理事 これも、組織の規程上、内規が。

○鶴尾戦略アドバイザー委員 これは少し御説明しますと、私の方から補足させていただきますと、事業計画で御提出させていただいている中に、この委員会の役割というものを提示させていただいていまして、基本的にはそれがベースになるということでございます。これは、御指定を受けました後、それを一つ一つの規程という形で、それぞれの役割を規定して定める、最終的には確定させるということかと思っております。

○嶋田指定担当室長 事業計画を策定されるときにあわせて規程を整備するという、そういう段取りですか。

○鶴尾戦略アドバイザー委員 今、申し上げた、この御提出申し上げている業務実施計画の中で。

○松下参事官 事業計画ではなくて業務実施計画の中で、今、このように表現していますよということですよ。

○鶴尾戦略アドバイザー委員 はい。業務実施計画の中ではこういう形で我々としてはルールとして定めておりまして、こういう形で委員会を運営しますということは定めておりますけれども、規程ということに関しては、この後、正式に定めるということかなと思っております。

○松下参事官 ルールとして定めるというのは、ごめんなさい、今、よくわからなかった

のですけれども。

○鶴尾戦略アドバイザー委員 理事会で正式に規程として定めるということを想定しております。

○松下参事官 今後。

○有馬専務理事 そうです。規程の一つとして、委員会がこういう趣旨でということですね。

○松下参事官 たくさんありますので、次に移ります。項目の2番なのですけれども、団体内・外部を含め、専門性の高い多様な人材が集まっているが、まとめ切れるか。具体的にどのように意思疎通・合意形成を進めるのか。また、マネジメントの観点から、各種委員会間の業務の中立性・公正性をけん制する仕組みがあるのか、懸念する指摘がある。これらに対する考え方を伺いたい。これにつきまして御説明をお願いします。

○有馬専務理事 御評価いただいたとおり、たくさんの人材からいろいろな意見をいただくということ、各種委員会を含めて設置をしておるわけですけれども、意思決定のプロセスは、先ほど申し上げましたとおり、それぞれの委員会は助言を行う立場であって、意思決定は理事会であるということ。実務は事務局が行う。仮に、皆様、意見をお持ちの方が当然たくさんおられますので、その中で意見が紛糾する場合も当然想定されますけれども、そういう場合はどこか一つに委員会がものを決めるわけではないので、決めてしまうということではなくて、両論併記、何が意見の相違点であったのかといったことを、最後の理事会、我々の方できちんと分析をした上で、理事会が決定するというところでございますので、まとめ切れるかという御質問に関しましては、そのようなプロセスが明確になっているということ、まとめ切れると断言したいと思います。

それから、委員会間の関係ということでございますが、これも各委員会がそれぞれ独立した存在ですので、ある委員会の発言あるいは内容が、他の委員会に何か影響を及ぼすということはないと思っております。万が一この中立性・公正性ということで委員会間をけん制する仕組みとしましては、内部通報制度とか、コンプライアンス委員会とか、監事とか、こういうガバナンスをきかせることによって、何か不公正なことが起きていないかということをチェックし、モニタリングをし、必要に応じて是正していくという体制をとっております。

以上でございます。

○嶋田指定担当室長 では、ちょっと御質問させていただきますけれども、先ほども回答の2ページ目とか、御発言の中にもありましたように、各委員会はそれぞれ独立して、他の委員会の委員が所掌範囲を超えて他の委員会に影響を及ぼすことはないのだというような記述とか御発言がございましたけれども、よく見てみますと、各委員会で同じ委員が重複して就任されているみたいでございまして、調査検討委員会で優先的課題解決を議論して、資金分配団体審査委員会がその課題に沿って資金分配団体を選定して、5人の資金分配団体審査委員のうち2人が両委員会を重複していたりとか、あるいは、また5人のうち

1人は戦略アドバイザー委員会とも重複している。こういうことで、相互乗り入れというのでしょうか、こうした中で適正な委員会の運営はどういうふうに図られるのかということについて、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○有馬専務理事 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、現状で2つの委員会を重複して任務に当たっている委員はございますが、独立していると申しあげましたのは、それぞれの委員会の役割がきちんと決まっているので、その委員はその立場で自分の最適な任務をしていただくということでございます。

ただ、今後の見え方ということも当然ございますので、頭の中ではそんなにきれいに切り分けられるのかという疑問が一般的に出ないとも限りませんので、今回のお話を受けまして、我々の方では、この重複している委員につきましては、解消するといいますか、ある程度どちらかに片寄せするような形で是正することも検討していきたいと思っております。

○松下参事官 もう一つお伺いしたいのですけれども、この回答の中で、委員会運営において、意思決定のプロセスを明確にしているためとありますけれども、この各委員会の意思決定プロセスというのは、どこで明確に規定といいますか、どこで規定されているのでしょうか。

もう一つ、例えば、委員会はたくさんあると思うのですけれども、特定の有識者とか関係者の意見に過度に影響されないようなことは大事なのではないかと思うのですけれども、具体的にどんなふうな対応を考えられるかということをお伺いしたいのです。

○有馬専務理事 委員会の意思決定プロセスがどうなっているかということについては、先ほど申しあげましたように、何か多数決でものを決定することよりは、いろいろな意見をいただくということが委員会の趣旨でございますので、その意思決定のプロセスは、委員会そのものよりも、どちらかというとその委員会の議論を受けて理事会が決めるという、そのことを意思決定のプロセスと言っているのですが、委員会そのものが何か決めていくということではありませんけれども、どういう運営の仕方をしようか、あるいは、おっしゃられるような誰か特別の人の発言が多かったときにどのようなことをやるのかということは、それは個々の委員会の運営のときに決めていきたいと思っております。

○鶴尾戦略アドバイザー委員 あと、補足をいたしますと、先ほど申しあげましたとおり、今、企画書で出させていただいている委員会のそれぞれの位置づけや役割に関しては、変更なく踏襲していく基本方針でございますけれども、その中で、先ほど申しあげました、規程を定めていく中で、それぞれの委員会における議論の進め方とか、そうしたものを定める予定でございます。

今、有馬から申しあげたとおり、その中で、もし意見が分かれるときに、特定の意見だけを取り上げるということではなく議論をしてまいるわけですが、もう一つ重要なポイントが、ここでの議論の公開性といいますか、透明性を担保していくことにあると思

っております。そうしたものをできるだけ公開していくことを通じて、この議論の過程を透明にしていくというのは、こちらの審議会で、内閣府の審議会等で行われているのと同じ考え方を踏襲していくというのが、我々が、今、考えているところでございます。

○松下参事官 次に移ります。

3番です。中期計画では、4年目から予算を倍増させていく計画となっており、挑戦的・アグレッシブなものになっているが、実効性は未知数とか、まとめきれぬか懸念する指摘がある。これらに対する考え方を伺いたい。これについて御説明をお願いします。

○有馬専務理事 これも、中に記載させていただいておりますが、そもそも日本のマーケットの規模をどのように考えるかというところで、助成総額というのは、財団センターの調査で我々は1000億と認識しております、その10%、それぞれの助成団体が1割より多く資金を使うということを想定すると、それが言うほど過大なのかどうかということとはございます。

あと、英国の例を見ましても、GDPの規模が我々の日本よりもはるかに小さな国でも既にこれだけの実績があるということでは、決して過大と今のところ思っているというわけではございません。

我々の計画では、資金分配団体の能力の強化とか、それから、今までプレーヤーでなかった方々も是非この新しい社会イノベーションに参加してもらいたいということで、そのような将来の伸びしろを考えまして、最初から小さな目標ですとどうしてもそれで終わってしまいますので、夢が持てる、国民にとって意味があったと思えるようなものにするには、ある程度野心的な目標を掲げてやっていきたいという思いも込めた計画でございます。

ただ、一方で、当然のことながら、そうなるに常にはばらまいてしまえばいいというインセンティブが働くのではないかと御懸念もあろうかと思えますけれども、その辺は現実的で現場側が吸収できるレベルの資金でないと意味がないということは重々自覚しておりますので、3年間の間に、レビューということで、きちんとその現場にどう浸透したのか、どういう具体的な成果を生み出したのかということ踏まえながら、それ以降の目標につきましては、内閣府様とも御相談させていただきつつ、随時見直していくというつもりにしております。

○嶋田指定担当室長 ありがとうございます。

今、おっしゃったように、回答の4のところ、最初の3年間に資金分配団体の能力強化とか、新たな分配団体の参入を含めた取り組みを行いますとか、あるいは、下の方にありますように、3年間の取り組みを踏まえて成果の発現状況をレビューするという御言及がございませぬけれども、その間、3年目までも28.5億円から40億円に助成を拡大していくという計画になっていると承知しておりますけれども、これも成果を出すのになかなか時間がかかるのではないかなとは思いつつも、4年目からはまた倍増するとか、そういうことで、何をメルクマールにして成果評価をされようとしているのか、そこら辺についてお伺いできますでしょうか。

○鶴尾戦略アドバイザー委員 私の方から。

ありがとうございます。

これは、私どもの中で議論をしております際に、まさにこの一番最初に、公募のとき、当初20～40億ぐらいを想定してということで内閣府さんから明示をいただいているラインがございまして、それが5年間そういう想定なのか、あるいは当初という意味が本当に初期の段階なのかということをお我々も大変考えまして、ですが、先ほど有馬が申し上げたとおり、段階的に増やしていくことが法の趣旨から考えても成果につながるということでは大事なことでないかということでそういたしました、その過程の中で2段階に大きく分けて考えておりましたものが、第1のポイントとして、資金分配団体なる団体が、果たしてこのお金をきちんとマネジメントをするといえますか、これがこの仕組みでは最も重要な部分でございます。

これが、最初の1サイクル、2サイクル、きちんと回っているという、馴染んでいるといえますか、そこがちゃんと助成金を出し、そこをちゃんと報告と管理ということが、問題なく回っている状況があるかないかというのが最初にとっても重要なポイントであろうと思っています。それが回っていない中でお金を継ぎ足すというのは大変危険なことであるということをお我々は思っております。それが、最初の伴走支援もしっかりとしながら、対応もしながら、しっかりと回るのだという状況を成果として、まず、しっかりと確認をするというのが、初期の段階では非常に重要なことではないかと思っております。

今、主張されましたとおり、実際に現場での成果、民間公益活動のこの現場団体が成果を出すには時間軸で若干の時間がかかります。そこが見えてくるということが、我々として、意味合いとして2つの意味合いがあると思っております。一つが、国民目線で見ると、我々が報告をしていく中で、休眠預金は成果を出してきているので、もう少し投入してもいいのではないかという理解。もう一つは、成果が出ていることが、このNPOセクターやソーシャルビジネスなどのセクターで共有されることで、こういうモデルだったら我々のところでもできるのではないかということをお学び、そこからチャレンジを始める存在が増えていく。これは審議会でも御議論いただいた知の構造化につながるころだと思っておりますけれども、そうした取り組みが進むことによって、事業がどんどん増えていくということをお誘発していくというのが、この4年目以降のステージとしてあるのではないかという形をお考えております。

ただ、いずれにしても、私どもは、もちろん仕組みはちょっと違うのですけれども、ビッグソサエティーキャピタルからお話を聞きますと、最初の3年間で執行があまりにも進まなかったことが逆に国会で大きな問題になったという話をCEOの方に以前お伺いしまして、ある程度、成果が出て安定的に少し執行されていくということが、全体の仕組みとしては必要なのではないかということでこういう計画にしております。

ただ、繰り返しになりますが、それをやりますということではなくて、そういうつもりで準備は進めてまいりますけれども、毎年しっかりと見て、そうしないという判断も当然あ

るということで、そこは丁寧に参りたいということでございます。

○松下参事官 さっきおっしゃった、資金分配団体から問題なく資金がきちんと回るとか、回っているというのは、少し平易な言葉なのだと思うのですけれども、もうちょっと説明していただくと。資金分配団体から回っているかどうかというのは、どういうことになりますか。

○鶴尾戦略アドバイザー委員 これは幾つかのステージで申し上げられると思いますが、資金分配団体、我々がお金を受ける、これがもちろん第一歩でございますけれども、そこがしっかりとしたプロセスで現場の団体を審査して、民間公益活動団体として支援をいたします。まず、これがしっかりとマネジメントができて、かつ、問題なくちゃんとできているということが第一でございますが、その進捗状況をきちんとモニタリングをしながら伴走支援をし、きちんと成果が出ていく流れに、これは本当の成果が出るまでは3～4年かかる事業でも、仮説としての段階を1年間でちゃんと踏めているのかどうかというのは、現場団体を見ることによってわかることが多数ございますので、そうしたことをちゃんと見られていくということが、段階としてちゃんとできているということがあろうかと思えます。このサイクルを回すことを通じて、資金分配団体が、経験値として、あるいは人材の確保、そうした面でも組織力を強化していっているということが見られるということがとても重要だろうと思っております。

○松下参事官 次に、項目の4つ目に移ります。未来構想プラットフォームメンバー等のうち、約4割がみらい財団関係者と見受けられるが、財団の評議員・役員・職員・専門家の中に、特定の団体のメンバーが多いことについて、考え方を伺いたい。また、休眠口座国民会議の後継である未来構想プラットフォームで2017年初から20回議論を重ねたということ、また、休眠預金等活用審議会の専門委員であった者が評議員となっていることに関し、立法時等における利益相反防止の観点からのルールメーカーとプレーヤーの重複回避の議論について、どのように考えているか、伺いたいということで、御説明をお願いします。

○有馬専務理事 こちらにも書かせていただきましたが、未来構想プラットフォームというのは、ウェブサイトは御確認を後でいただければと思いますが、会議体といいますか、組織ではなく、いろいろな人の意見を聞くための意見を言う場であったということで、この組織ではないので、組織委員を拘束するとか、何か意思決定を行ってそれをもって誰かに働きかけるという組織ではございませんので、こちらに言われるところの特定の団体という定義にはそもそも当たらないのではないかとということでございます。

この未来構想プラットフォームというものをそもそも作った趣旨は、繰り返しになりますが、未曾有の社会実験であるということなので、いろいろな人の、特に現場がわかっている人の意見を踏まえて、世論を喚起するではありませんけれども、いろいろな人の意見が、アウェアネスを高めるためにも、そういう場合はあった方がいいだろうということでございますので、むしろこういう場があったからこそ我々の発想も生まれてきたという

ころはございます。

あと、4割というのが、いわゆる3分の1を超えるると多いのではないかという御指摘でございますが、実践者ダイアログパートナーは、プレゼンでも申し上げましたが、ヒアリング対象先であって、委員の諮問機関でもないということで、意思決定にはダイアログパートナーのメンバーは参画を全くしませんので、それを除いて、我々の方で計算したところ、4割ということではなく17.5%ということでございますし、今後、先ほどの重複している役員の少し重複をばらすということでは、委員会のメンバーをさらに追加していく予定もございまして、そうする場合には、この未来構想プラットフォームでの職員の比率はこれを下回る可能性が高いと思っております。

それから、議論を重ねたことの問題点ということですが、これは、先ほど申し上げました、何かこの団体が圧力をかけてということではなく、単なる会議体だということで、議論はむしろ大変貴重な場であったと理解をしております。

あと、審議会の元専門委員が評議員であることですが、まず、審議会の利益相反ということではいいまして、一番気をつけなければいけないものがこの指定活用団体の意思決定に携わる者が資金分配団体になること、場合によっては、民間公益活動団体と関係がある、そういうところが、国民の目から見ると気になるところかと思っておりますけれども、これは利益相反の規程をご覧くださいまして、まず、評議員・役職員は資金分配団体や民間公益活動団体となることを意図して就任はしておりませんし、利益相反の規程の中で、特に資金分配団体の役職員になることはできないと規定されております。

それから、この審議会の委員という中でも、彼は専門委員ということで、審議会による議決に参加することもなかったという意味では、審議会のメンバーだったことと今回の評議員に参加しているところで何か問題があるということではないと思っておりますし、さらに、事実として、いろいろ途中で、審議の中で、メンバーについて利益相反のお話が出たときよりもかなり前に専門委員を辞任しているという事実がございますので、この点に関しましても、ルールに従って、あるいはルールの前に懸念されるべき事項については既に対応はできていたと理解しておりますので、そういう意味におきまして、我々としては特に問題はないと思っております。

ただ、昨今、規程がどうだとか、ルールがどうだということよりも、さらに国民目線で見るとどうかということが、マスコミも含めてさらに目が厳しくなっているということは十分自覚しておりますので、再度繰り返しになりますが、まず、評議員の役割は、先ほど申し上げましたとおり、きちんと規定をする予定でございますけれども、決裁の承認、理事の選任、これは内規で決まっているのではなくて定款で決まっていますので、既に決まっているということですが、限定的な監督業務ですので、事業計画の承認とか、あるいは資金分配団体の審査に関わるとかというところでの関わりはございません。さらに、評議員は、今、10名で、新規就任予定の者を加えますと12名がおりますけれども、それぞれ皆出身母体を異にしておりますので、何か1人の評議員がこの評議員会の議論の中で独占的に

意思決定に影響を及ぼすということも、現実的にはあり得ません。

あとは、強力なガバナンスということで、議事録が公開されるということ、あるいは理事長が堀田理事長という非常に公正・透明について既に実績がある方でもございますので、そういう関与が仮にあったとしても、理事長を含め、職員一同、高い意識を持って取り組むという点で問題ないと思っております。

それから、助成の決定プロセスも、先ほど申し上げました、特に資金分配団体を決定するところは、トリプルチェックということで、独立した資金分配団体の審査委員会、公告縦覧、コンプライアンス委員会という3つのチェック体制を敷いておりますので、この部分でも資金分配団体の選定に何らかの意図を持った人が入り込んでそれをコントロールできるということとはできないような体制になっていると、我々としては考えております。

○嶋田指定担当室長 ちょっと細かいことで恐縮なのですが、7ページ目のところの1の①のところ、以前、専門委員であった方が、評議員に承諾済みで1月に就任予定という記述がございますけれども、現時点ではなぜ内諾という状況なのか、そこら辺の背景は何かあるのでしょうか。

○鵜尾戦略アドバイザー委員 これは純粹に時系列的なところでございまして、法人としては8月31日に設立をして、そのときに設立時に評議員会を定めまして、その時点で評議員の候補として検討しておりました方で、まだ正式な御同意とか手続が済んでいなかった方に関しまして、就任予定者ということで、これは公募要領の中で就任予定者の場合は就任同意書を添付という項目がありましたので、その申請の仕方があるのかという理解で、そういう形をとらせていただいたということでございます。

この方たちに対して、もちろんこの12月あたりで就任いただくということも手続的には可能かもしれないのですが、御指定をいただいた後に正式に評議員会を開催するというのもございますので、その際に御就任ということが段取りしてあるだろうということで、就任予定者という形のままになっておるということでございます。そういう意味ではまだ未就任でございますので、その部分に関しましては、また内閣府様とも、きちんと確認、御相談して進めてまいればと思っております。

○松下参事官 もう一つお伺いしたいのですが、申請書類の中で、プラットフォームに関して、審議会等の議論の公開情報の精査に加え検討を行いましたという記述があったと思いますけれども、指定された場合、プラットフォームのメンバーが審議会を通じてルールメイクをしたのではないかという見方が出てくる可能性があるのではないかと思うのですが、それについてどういうふうにお答えされますかということをちょっと教えてください。

○鵜尾戦略アドバイザー委員 先ほど申しましたとおり、未来構想プラットフォームという場所は、特定の統一的な見解を定めてそれを提案するというのをこれまで一度もやってきておりません。この場所で、基本的には公開情報に基づいて皆さんがいろいろな議論をしていくということ、あるいは、現場の団体やこうした海外の事情に詳しい方たち

とさまざまな意見交換をするという形をとってきておりますので、そこについて未来構想プラットフォームが特定の意図を持って、あるいはその構成員の特定の意図を持ってルールメイクに関与したと私たちは全く考えておりません。

○松下参事官 項目の5番に移ります。5番目、1億円の基本財産は一般社団法人みらい財団設立準備会の拠出とあるが、当該社団や1億円の内訳について伺う。また、2億円の融資が実行されるのはどのような場合を想定しており、どのように返済をする予定か。その他、評議員、役員、職員、戦略アドバイザー委員等が関係する団体が資金分配団体や民間公益活動を行う団体に応募した場合、どのように利益相反防止を図るか、具体的に示していただきたい。これについて簡潔に御説明をお願いします。

○有馬専務理事 まず、みらい財団設立準備会というのは、社団法人で、志に共感した個人の方から寄附を集めて基本財産を構成したものでございます。特定の組織が母体になっているわけではないのですけれども、共通している具体的な個人・団体の名前につきましては、今回、添付資料で提出をさせていただいております。これは印刷がうまくいっていないかもしれないので、修正といいますか、XXXXXXXXXXというところでとまってしまっているのですけれども。

○鶴尾戦略アドバイザー委員 XXXXXXXXXXでございます。大変失礼いたしました。

○松下参事官 XXXXですか。

○有馬専務理事 XXXX

○鶴尾戦略アドバイザー委員 XXXXXXXXXXでございます。

○有馬専務理事 すみません。修正させていただきます。

そういうことで、1億円の内訳につきまして、あるいは個人・団体の名称につきましては、添付資料のとおりでございます。

ここでこの方々をご覧いただければ、特定の組織から拠出されたということではなく、皆さん個人の御意思で寄附していただいたということで、この寄附によってみらい財団の意思決定に何か影響を及ぼそうという意図も、こちらがそれを受けて何か動こうということも一切ございません。

寄附者の何人かは役職員になっている方もいらっしゃいますけれども、そういう方々も、後で述べます利益相反の防止規程あるいはコンプライアンス委員会のチェックということで、特にそういう関係があるからこそ嚴重に利益相反がないかどうかということについてはチェックをしまっているということでございます。

融資につきましては、現状、1億円の自己資金はありますけれども、休眠預金のお金は、みらい財団が仮に指定を受けたときに、交付されるまで時間がございますので、それまでの運転資金として借入れをする予定にしております。これは、民間金融機関と、指定を受けた後、つなぎ融資について交渉するというところでございまして、当然返済に関しましては、来年度に休眠預金の振り込みがされたお金をもって返済するというのを金融機関

と協議させていただくということでございます。

3つ目の御質問の役職員・委員の利益相反防止ということにつきましては、まず、先ほど申し上げましたが、役職員及び資金分配団体の審査委員・コンプライアンス委員は、資金分配団体の役職員になることは、規程上、できないという規定になっております。また、役職員及び資金分配団体・コンプライアンス委員が役職員となる団体が民間公益活動を行う団体になるときに、助成申請をした場合には、コンプライアンス委員会で審査をして、国民目線から見て不適切とならないように、場合によっては役員の辞任等の手続を含めた適切な対応をしていく予定で、利益相反を防ぐ体制をとりたいと思います。

中でも資金分配団体を決定するこの審査委員につきましては、特に厳格に人選する必要があると思っております、そのような方々は民間公益活動団体の役職員とはならないという、今のところ、規程ではマルにはなっていますが、ならない運用にするように、規程の変更を含めて対応してまいりたいと思っております。

こういう手順を、内部では当然のことですけれども、資金の分配を受ける団体や、最終的な分配を受ける民間公益活動団体にも助成の要項や申請チェックリストの形で周知徹底をして、この利益相反について特に厳格な体制を考えて臨むということについて、セクター内で浸透していくような形で取り組みたいと思っております。

それから、資金分配団体審査委員あるいはコンプライアンス委員以外の委員についても、今の規程に加えまして、役職員と同様に資金分配団体にはなれないということで、これも規程の強化を含めて検討してまいりたいと思っております、結果として、全ての委員が資金分配団体の役職員にはならないという状態を実現していきたいと思っております。

それから、先ほど御質問がございました大口寄附者につきましても、この御質問の趣旨からして国民目線から疑義が生じないということだと思っておりますので、資金分配団体、民間公益団体とはならないということについては、現状で確認もとれておりますが、それ以外の寄附者についても、特に厳格に利益相反審査を行うことによりまして、設立にかかわった者が何らかの形で関与しているという疑いを持たれないような体制にしていきたいと思っております。

助成後につきましても、口約束で後から何か変なことに結果的になるのではないということも含めまして、監査とか、問題発生時にはコンプライアンス委員会によるチェック、場合によっては問題があるときには資金分配の取り消しといったことも含めて、厳正に対処をしていく所存でございます、この利益相反ということが国民目線から見て相当高い水準が求められるということは重々自覚しておりますので、それに見合った規程、運用、人選を行ってまいりたいと思っております。

○嶋田指定担当室長 よろしいですか。

それでは、確認ですけれども、回答書の6ページの方に、前に書いてあるのですけれども、評議員・役職員は資金分配団体や民間公益活動団体となることを意図して就任しないと書いてあるところが、これは6ページ目のところの下から3番目のパラですか。その点

は書いてあるのですけれども、それですと、評議員とか役職員は民間公益活動団体にもならないという理解でよろしいのでしょうか。

○鵜尾戦略アドバイザー委員 では、少しこのルールとの兼ね合いで御説明申し上げたいと思います。

役職員は、まず、資金分配団体の委員にはならないというのは、既になっておりますけれども、規程上も明確にしていくということでございます。

民間公益活動団体ということに関しては、こちらのことに關してありますとおり、民間公益活動の役職員に、民間公益活動団体というのは、既に仮にどこかのNPOの非常勤の理事をしていたときに、後でその団体が、自分が意思決定に大きな影響を与えられない団体が後で申請をしてしまうということが生じ得ますので、あらかじめ全ての団体の意思決定を必ずしもコントロールできる状況にないという役職員がいらっしゃる可能性がございます。例えば、わかりませんが、経団連の副会長で、まさかと思ったら経団連が申請したということがあった場合に、後でわかるということがございますが、そうした場合に、コンプライアンス委員会にかけて、その状況をしっかり見て、民間公益団体の役職員を辞するという含めた対応をしてまいりますということでございます。

この含めたという言い方をしておりますのは、実情としてはいろいろなケースがあり得るだろうと思っております、例えばですが、財団法人の評議員であれば、極めて明解、法的な位置づけがはっきりしておるのですが、NPO法人でも団体によってはアドバイザー委員会のようなメンバーの方を評議員と呼称しておられるケースがあったりとか、その場合、どういう位置づけで見たらいいのかということに関しては、実情をちゃんと見て判断をするということもあり得るだろうということで、実態をきちんとコンプライアンス委員会で確認をして一件一件対応してもらおうと。

ただ、これは、今の室長の御質問の趣旨でいいますと、国民目線から見て何かおかしいことになっていないという状態を実現するという意味では、そういうことを厳しく見てまいりますということでございます。

○嶋田指定担当室長 あと、今、有馬さんからの御回答の中にあっただと思うのですけれども、今回の回答で新たに変わったというか、つけ加わった点について、もう一回お聞きしたいのですけれども、例えば、4つぐらいございまして、まず、回答書の9ページのところに、コンプライアンス委員会で審査をし、役員等の辞任等の手続を含めた最適な対応をするというフレーズがございます。これは、9ページ目のこの真ん中からちょっと下のところです。それと、9ページの最後の段落でございますけれども、全ての委員が資金分配団体の役職員にはならない状態を実現するという書きぶりもございます。

それから、次のページに行ってくださいまして、委員が役職員となる団体が民間公益活動団体となるために助成申請した場合は、同委員が意思決定に一切関与しない状況が担保されているかを確認するといったところとか、あるいは、回答の10ページ、同じページですが、100万円未満の寄附者、100万円以上と書いてある大口枠以外の寄附者のところにつ

いても、特に厳格に利益相反審査を行うこととしておりますという記述が新たにつけ加えられたりしていると見られるわけでございますけれども、そこら辺について具体的にもう一回お聞かせいただけないでしょうか。

○鵜尾戦略アドバイザー委員 今、事実関係として、私から御説明申し上げます。

今、1番目のポイントでございますが、御指摘いただきました、役員等の人員等の手続については最適な対応をしていく予定ということ。まずは、こちらに書いておりますことに関しては、今回の御質問、この間の審議会も踏まえまして、我々としてこうした方がよかろうということを理事会でも議論させていただきまして、ここで明示して公開する以上、我々は必ずこうしてまいりますという正式な方針でございます。そういうことでございます。そこはしっかりと見ていく必要があるということで、こういう方針が、まず、1番目でございます。

2番目の、全ての委員が資金分配団体の役職員にならない状態を実現しますということも、これも方針でございますので、2番目の状態を実現するためには一部規程変更が必要になりますので、それも行う予定でございます。

3番目のポイント、10ページの上のところでございますが、同委員が意思決定に一切関与しない状況が担保されているかを確認してまいりますということですが、資金分配団体、コンプライアンス委員以外の役職員が助成申請をした場合の対応に関しては、これは従来から一切意思決定に関与しない状況を確認するというのは、規程上、定めておりますので、その部分に関しては、より強調させていただきたいところでございます。本質としては、そういうことでございます。

最後のポイントに関しても、先ほどと同じで、これからそれを徹底してやるということについて既に法人として決定させていただいている、こういう意味でございます。

○嶋田指定担当室長 今、理事会でこれが議論されて、こういうつけ加えをしたとお答えされたと思うのですけれども、鵜尾さんはどういう立場で。そういう議論に、お立場で入っていらしたということですか。理事会というのは、有馬さんは理事会のメンバーでいらっしゃると思うのですけれども、そこにまた鵜尾さんがどういう立場で。何かアドバイスとか、どういう立場でここに関わっていたのでしょうか。

○鵜尾戦略アドバイザー委員 この部分に関しましては、理事会で御議論いただいているところを、私自身はオブザーバーとして伺っておりました。この部分に関しましては、こちらでもきちんと申し上げる必要があると思いますが、設立に向けての各種調整とか検討の過程の中で、私自身もメンバーの一人としてこの企画を立ち上げていくのに関わらせていただいたというのは事実としてございます。

ですが、これが正式に指定を受けました後は、この企画書にあります役割分担に従って物事は動いていくということでございますので、今後、私が何か別の形でいろいろな場面に関わっていくということは、基本的にはないのだということだと思っております。

○松下参事官 1個だけ、さっきの意思決定に一切関与しないということなのですけれ

ども、この意思決定というのは、どこの意思決定なのか。ごめんなさい、さっきのお話をもう一回、ここの説明のところをもう一回お願いしてもよろしいですか。10ページの同委員が意思決定に一切関与しない状況、もともとその意思決定に関与しない状況が実現されているのを強調したという御説明だったように思ったのですけれども。

○鵜尾戦略アドバイザー委員 強調したと申し上げたところといたしますのは、規程の中で当該団体に利害関係のある議論には参加できないということを定めておるのですけれども、それが担保されているということでございます。ですので、この意思決定というのは、これは、例えば、資金分配団体であれば資金分配団体、民間公益活動団体であればその民間公益活動団体に関係する選定あるいは審査に係るプロセスに一切関わることがないという意味合いだと理解しております。

○松下参事官 わかりました。

6つ目に移ります。立法時の趣旨や国民一般から見ても中立・公正な業務運営の実効性を、どのように担保していくのか、具体的な仕組みや対応方針を伺いたい。これについて御説明をお願いします。

○有馬専務理事 公正・中立という言葉についていろいろとここで長々と書かせていただいておりますが、基本的に公正性というのは先ほどの利益相反防止の徹底ということが基本方針の趣旨であると理解しておりますし、また、より多くの人の声をきちんと聞いて、それを透明なプロセスでものを決めていくということが公正ということだと理解しておりますので、その分野につきましては、既に利益相反については御説明したとおりですし、特に偏りのない意見を聞いていくプロセスについては、各種委員会等、ダイアログパートナーとかのヒアリングで実現させていただきたいと思っておりますし、さらには、意思決定の透明性ということは、プロセス及び議事録等々の公開によって担保していきたいと思っております。

それと、中立ということにつきましては、ここにも書かせていただいた、一切現場の団体に今まで関与したことがないという解釈を我々はとっておりませんので、それは現場の知恵を生かしていくという意味でも、そのような経験があり、かつ、高い透明性・公正性について思いを持っている人を集めるということが我々の組織の人選のポイントでございましたので、そこは分けて書かせていただいております。

利益相反につきましては、先ほどの質問でも述べさせていただきましたので、各種仕組みによって担保していきたいと思っております。

公正性につきましては、先ほど申しあげましたような、幅広い意見をきちんと聞くこと、それを公開することで担保していきたいと思っております。

あとは、資金分配団体そのものの公正な業務運営も非常に重要だと思っておりますので、その辺は、我々が確認をし、管理・監督を行っていくという意味で、上から目線ではなく、応答的な形でもって、ただ、伴走支援を含めて現場の団体の公正な運用ということに目を配っていきたいということも企画書で述べさせていただいております。



○松下参事官 7番目に移ります。7番目ですけれども、5年後見直しを念頭に、休眠預金等活用制度の良さ・納得感が、ソーシャルセクターや一般に広く共有されるための業務の進め方について、具体的な仕組みや対応方針を伺いたい。これについて、御説明をお願いします。

○有馬専務理事 まず、3つの具体的な仕組みと対応方針ということで、1つ目は、多様な層との徹底した対話ということでございますが、ソーシャルセクターの中の実践者ダイアログということで、現場で今まで横・横で必ずしも皆さん連携をとりながらやってきたということではないと思いますので、その優先的な課題を考えるときあるいはそれをさらに深掘りしていくときに、極力いろいろな方々にお話を伺いながら仕組みを作ってまいりたいというところで、そのような対話を通じて現場の方々がこういう財団ができてよかったなと思っていただけるような、ヒアリングもそうですし、後で広報のお話も出てくるかと思いますが、その成果をお返しするというので、セクター内で、納得感であったり、よかったなと思ってもらえるような対話を心がけたいということでございます。

それから、2つ目は、マルチセクターと連携したインパクトということで、必ずしも狭いNPOセクターの中で閉じた活動ということではなく、ある程度、このセクターを代表した存在になることを我々も目指しておりますので、そのような立場から、マルチセクター、ビジネスであったり、あるいは行政の方々であったり、そういったところと広く対話を重ねることによって、より広い層の皆様にも納得感あるいはよかったと思っていただけるような活動を心がけたいと思っております。

特に知の構造化ということで、みらいラボというものを設置する計画にしておりますけれども、これは現場から上がってきたいろいろな知恵をもう少し結晶化して構造化した上で、研究者の手を通じてエビデンスの形に昇華させた上で、さらにより大きなイノベーションを起こすための一つのきっかけといいますか、フレームワークにしていきたいと思っておりますので、こういうことも含めて、より大きなインパクトを出すことによって、皆様に良い活動だと思っていただくようにしたいということでございます。

3つ目は、そういうことを、広報活動の中でも、認知拡大・成果発信のための広報ということと、あるいは現場の団体の支援やエコシステム構築のための広報と、2つの両輪に分けて、それぞれ広報チームを置いた上でそれぞれの軸で発信をしていきたいということで、例えば、インパクトレポートとかといった形でも成果を定期的に発信するようなことを考えていきたいと思っております。非常に広報の部分は大事だと思っておりますので、議員に田原総一郎様にも来ていただいたり、あるいはSNSのツイッターの元代表であるジェームス近藤様にも来ていただいて、いろいろなメディアを通じて皆様にこの活動が見える化され、御意見を伺うことができ、皆様に愛される団体になるべく頑張っていきたいと思っております。

○嶋田指定担当室長 ダイアログとか、対話しながらいろいろと案件を形成するというプ

ロセスをやられるという話であろうかと思うのですけれども、資金分配団体を選定するときに重視するポイントとしては何があるのかなということ、私どもがいろいろ期待したいのは、既存のソーシャルセクターとか、かつ、団体の思考と合致すること以外にも、いろいろ活動が広がるという可能性を確認させていただきたいので、そこら辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○有馬専務理事 まず、これはページの121ページになりますけれども、資金分配団体はどういうことを重視するかということにつきましては。

○鶴尾戦略アドバイザー委員 我々のプレゼン資料の方でいう121ページですので、29を足すと150ページになりますね。

○有馬専務理事 この間のプレゼンでも何度か御質問があったように、既にでき上がっている団体ばかりに行ってしまうのではないかとかという御心配があったかと思えますけれども、何か新しいことをやっていくイノベーションというのは、いろいろな多様な形が考えられると思いますので、規模は小さくても、おもしろい取り組みをやっていたり、あるいはおもしろい着眼点によって何か話が進んでいっちゃうようなところがあれば、当然そういうものも含めて対象としていきたいと思えますし、ただ、一方で、組織、ガバナンスとか、そういう先ほどのしっかりしたお金をきちんと使ってくれているかという国民の期待に応えられないような組織の形態では不安になることも多いと思えますので、そういう組織、ガバナンスの組織評価はきちんとやっていきたいと思っております。先ほどの選定における審査対象及び基準、8つの選定基準というページになりますけれども、その組織の評価とプログラムの評価を両輪でやっていきたいということが1つ目の答えでございます。

2つ目の御質問は何でしたか。

○鶴尾戦略アドバイザー委員 審査をどうしていくかということでもよろしかったですか。

もう一つおっしゃっていただいた既存のプレーヤーだけではなくてということは、我々も本当に考えていまして、今、この立ち上げの検討をする中でも、今まではどちらかというと通常の企業向けに支援をされているようなファンドや基金の方たちともかなりディスカッションをさせていただいたりとかをして、どういうことがあれば彼らももっと入って来られるのだろうかとか、今までの企業財団とか、今までは少し違う軸で、大学、いろいろなところが社会課題解決に関心を持っておられますので、そうしたところもしっかりと対話をしながら、いろいろなプレーヤーがこの機会に入ってこられるような流れを作ることが肝要であろうと、私たちも考えております。

○有馬専務理事 あと、その選定のプロセスも、こちらから決まったものに応募して公募に応募していただくだけではなくて、現場からこういう提案というものを受け入れるような形での選定プロセスも用意してありますので、これだけ多様な人材を集めてもまだカバーをし切れないような革新的なアイデアを提案していただければ、それも含めて門戸を開いて選定してまいりたいと思っております。

○松下参事官 1個、細かい話なのですけれども、その資金分配団体の選定の基準について、業務規程ではなくて、業務規程はあまり書いていないと思うのですけれども、理事会決定に委任している構造になっていると思うのですけれども、それはどうしてかということをお話ししていただければと。

○鶴尾戦略アドバイザー委員 業務規程上はそこまで細かく定めていなかったかもしれませんが、基本的にはこの企画で書いてあるとおりのプロセスでございまして、選定のあり方に関しまして、資金分配団体も審査委員会も含めて、きちんとした議論を積み重ねて最終的な審査基準という形にしていくということだと思っております。ですので、業務規程の定め方がもし不十分でありましたら、そこにもより詳しく明記をしていくということにしていきたいと思っております。

○松下参事官 8番目に移りますけれども、申請団体は複数団体が応募しているが、一団体が選ばれることで、休眠預金を活用した民間公益活動のオールジャパンの取り組みが阻害される懸念はないか。また、今後、指定された場合の対応方針があれば、考え方を伺いたい。これについて御説明をお願いします。

○有馬専務理事 これは、まさに我々は、非常に多様な皆さんを、意思決定といいますか、プロセスに入らせていただいているという意味では、我々が仮に選んでいただいたとしても、何か偏った団体にだけ日の当たるような印象を持ってもらわないように心がけてきたつもりでございますので、そういう意味で、1団体ということでみらい財団を選んでいただければ、オールジャパンの取り組みが阻害されるという御懸念がないような形にしているつもりでございます。

今後指定された場合の対応方針で、これは他の団体様とどういう関係を築くかという御質問と理解しておりますけれども、当然同じ思いで申請をされた皆様でございますので、オールジャパンということもありますから、今後、その方々と協力関係を築きながら、より一層いい運営ができるような組織にしていきたいと思いますというのは、もちろん当然のことでございます。

○松下参事官 よろしいですか。

ありがとうございました。

以上をもちまして。

○有馬専務理事 我々は、今の最善の形がこういうことだということで、いろいろな規程も考え、人選もしてまいりましたけれども、必ずこうでなければいけないと思込んでいるわけでは当然なく、よりよいものにしていくのに必要性があれば、いろいろな方の御意見を積極的に取り入れたいと思っておりますので、内閣府様におかれましても、こういうことが気になるということがもしございましたら、是非御指導いただければと思っております。

○鶴尾戦略アドバイザー委員 あと、これも今のつながりで、御懸念で御質問もありました元専門委員が評議員に絡むという部分に関して、我々の考え方はお示し申し上げたと

おりですが、本人からは別に評議員に就任するという事についてすごくこだわりがあるということではございませんので、この部分も、もしご覧になっていただく中で中立・公正性の観点から変更した方がよいということであれば、まだ未就任の状態でございますので、自主的に変更するという事も我々としては可能でございますということについては、最後に申し上げておきたいなと思っております。

○松下参事官 よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、懸念事項等の確認を終了いたします。

最後に、2つ、御連絡事項を申し上げます。

まず、指定の時期につきまして、当初、指定の時期については年内の予定としていたところでございますけれども、本日のこの懸念事項等の確認結果の整理もございますので、年明けなるべく早くに指定できるようにしたいと考えております。

もう一点が、申請書類等の黒塗りの確認の件でございます。審議会で配付した申請書類、審議会の議事録、あと、今日の「懸念事項等の考え方」の紙、今日の議事録につきましては、選定結果にかかわらず、指定活用団体の指定後に、黒塗り部分の確認の御依頼をさせていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

では、これで終了でございます。

本日は、どうもありがとうございました。